



遺伝資源へのアクセスと利益配分
～名古屋議定書採択の舞台裏～
A SEED JAPAN 小林 邦彦

今日の進行



1. 団体・自己紹介
2. 遺伝資源へのアクセスと利益配分とは？
3. 名古屋会議の交渉、議定書の採択
4. 学生にできること

A SEED JAPAN概要

- “A SEED” とは？ :

Action for **S**olidarity,
Equality, **E**nvironment and
Development

(青年による環境と開発と協力と平等のための国際行動)

- 成り立ち:

1992年リオデジャネイロサミットに
青年の声を届ける世界の
青年によって始められた
A SEEDキャンペーンが発端。
その後、世界の5地域にA SEED
としてNGOができる。



A SEED JAPANのミッション

- 環境問題を経済や社会構造そのものから見据えていきます

私たちは、環境問題や南北問題が進行している原因は経済や社会の構造そのものにあると考え、その根本にある原因を見据えて行動します。

- 青年の立場から環境問題をわかりやすく伝えていきます

私たちは、環境問題や社会的不公正について、またそれらの問題と私たちのライフスタイルが密接につながっていることを、青年をはじめとする多くの人々にわかりやすく伝えていきます。

- 長期的視野を持って社会を変えていきます

私たちは、地球の未来を危惧するメッセージを継続的に発していきます。そして、長期的な視野を持ち、現在の社会システムを変えていくための提案と行動を起こしていきます。

自己紹介

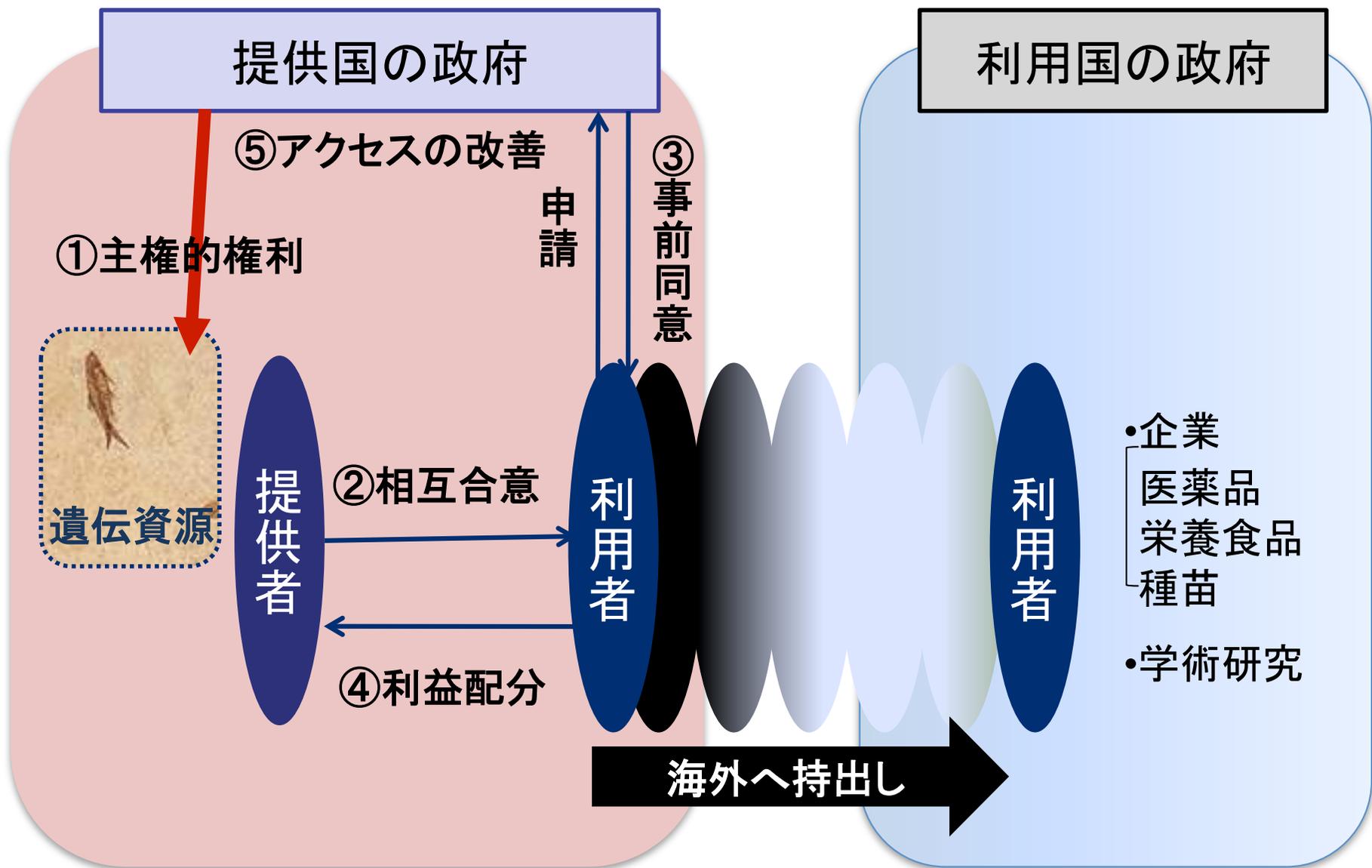
- 法政大学4年
- 好きなこと・場所：自転車で放浪・京都
- 専門：環境政策
- A SEED JAPANには、2007年11月から関わっています。元々、自然が好きで、生物多様性という言葉に巡り合いました。



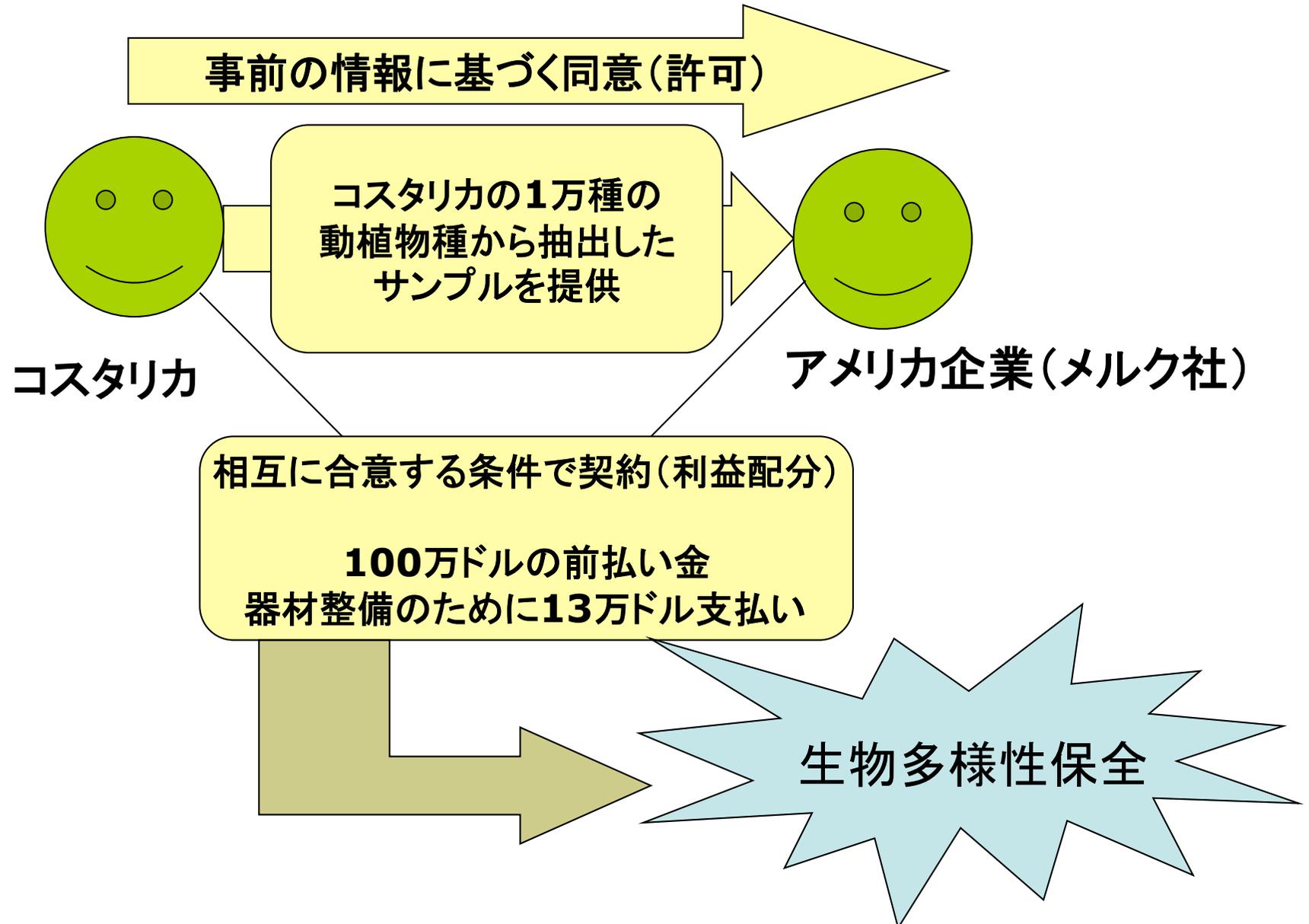
遺伝資源へのアクセスと利益配分とは？

- Access to genetic resource and Benefit-Sharing
- 生物多様性条約、第3の目的とのリンク
 - 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用
 - “遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分”
 - 留意しなくてはならないことは、遺伝資源の利用であり、アクセスでないこと。つまり、アクセスの時点で利益配分がされるわけではない。遺伝資源を獲得するためには以下の要件が必要となってくる場合がある。
- 遺伝資源へのアクセス(取得)とは？
 - PIC(Prior Informed Consent); 事前の情報に基づく同意
 - MATs(Mutually Agreed Terms); 相互に合意する条件

CBDにおけるABS関連の枠組み



遺伝資源へのアクセスと利益配分の実際

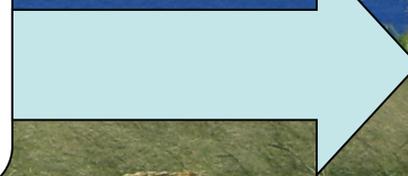


保全、利用、ABSの関係

遺伝資源の利用から
生じた利益の配分

生物多様性
の保全

持続可能な
利用



どうして、ABSが必要なのか？

根拠1

途上国での持続可能な開発・発展を達成するため。

根拠2

資源管理者に遺伝資源(生物多様性)の保全にインセンティブを持たせるため。

根拠3

遺伝資源(生物多様性)の保全費用をそれを使う利用者側も負担する必要があるから。

生物多様性条約の限界(課題)

限界1

違法に取得された遺伝資源は適用範囲外

限界2

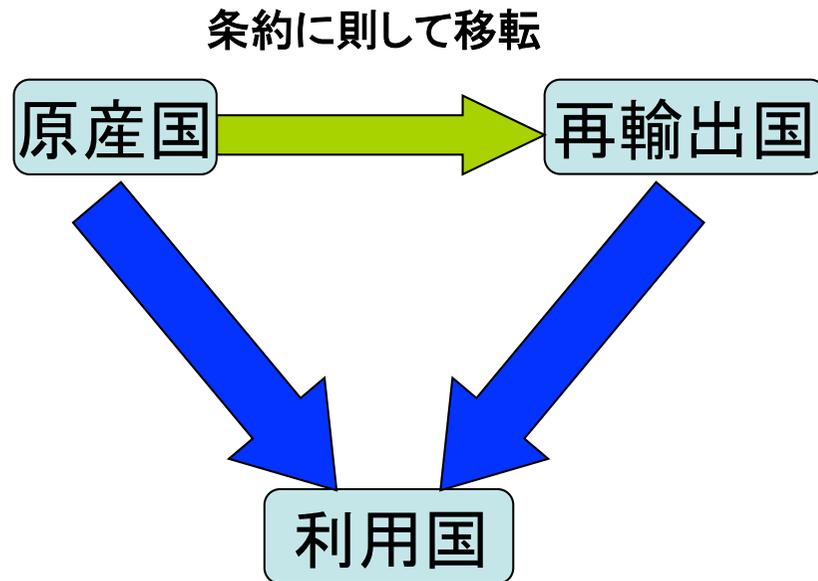
配分された利益が生物多様性の保全や
持続可能な利用に資するかどうか。

限界3

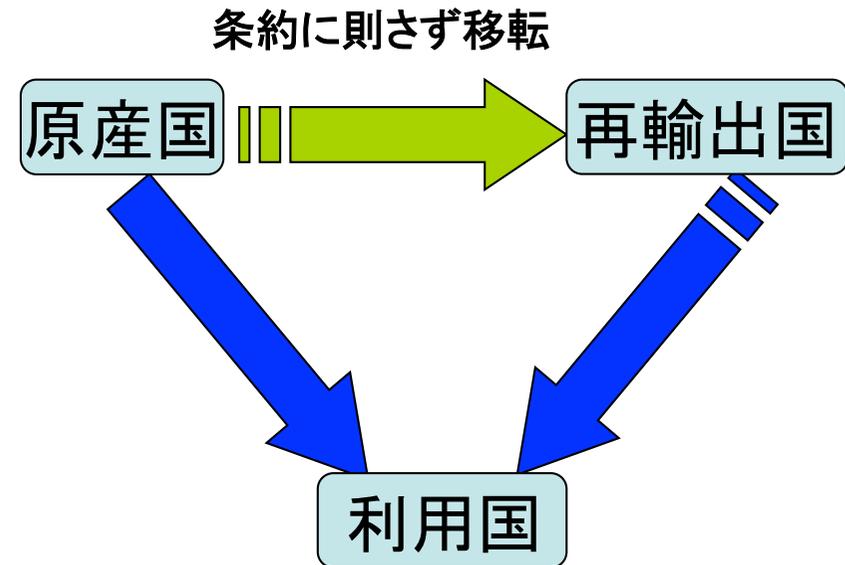
罰則規定を含むABSに関する遵守メカニズムの欠落

違法に取得した遺伝資源は適用範囲外 (条約15条3項を参照)

条約の適用範囲



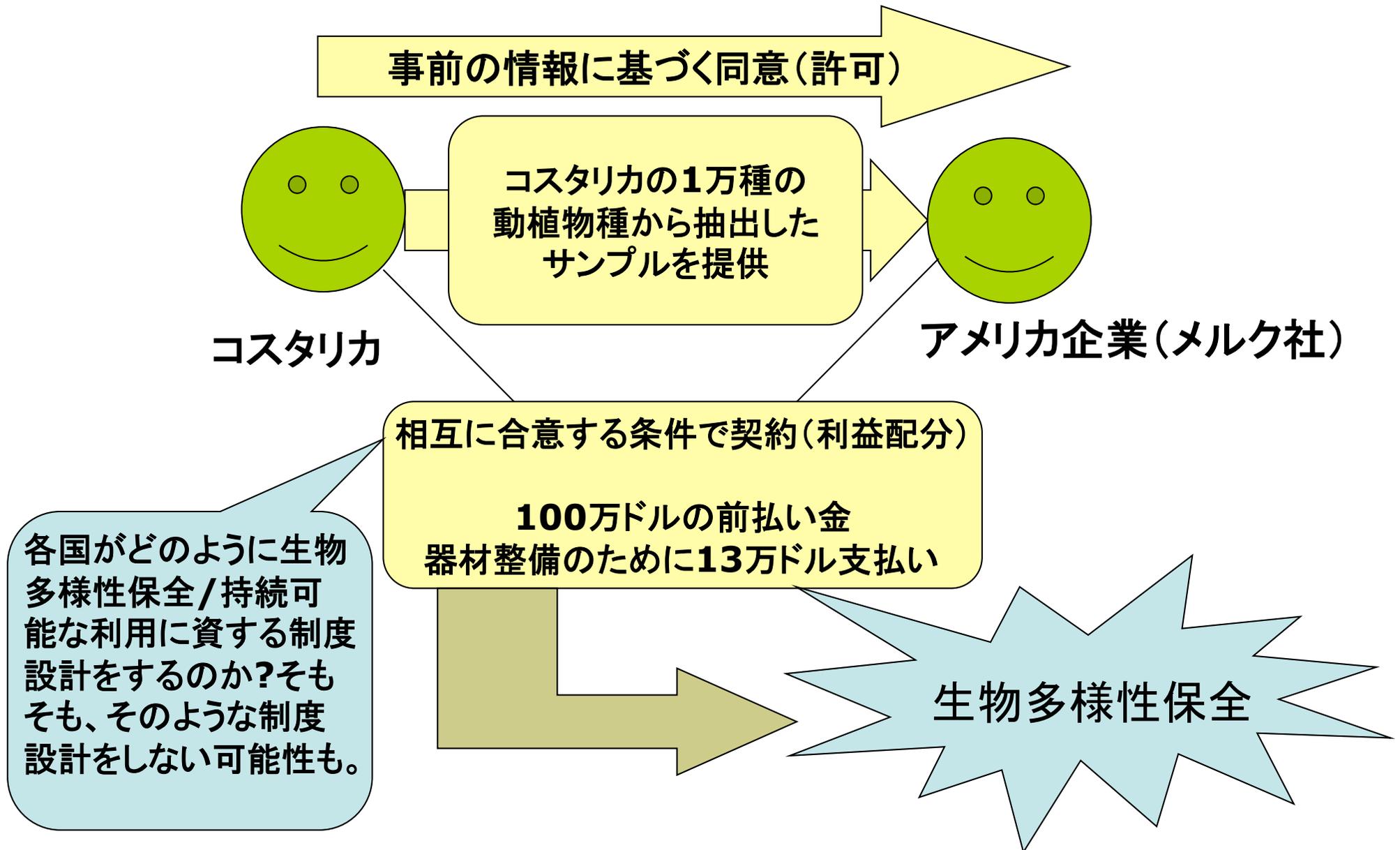
条約の適用範囲外



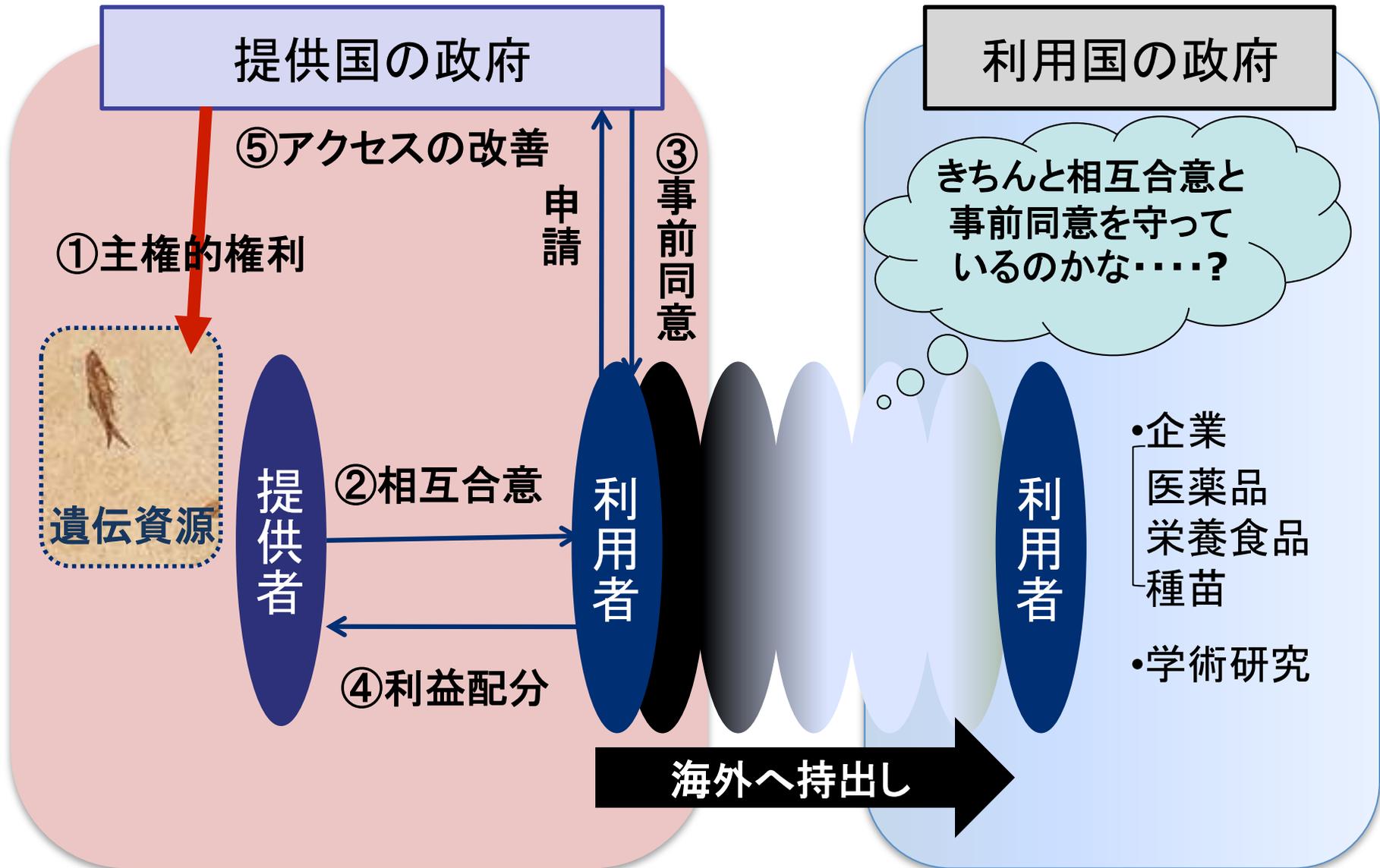
生物多様性条約15条3項

この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び19条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。

利益が保全と持続可能な利用に資するか？

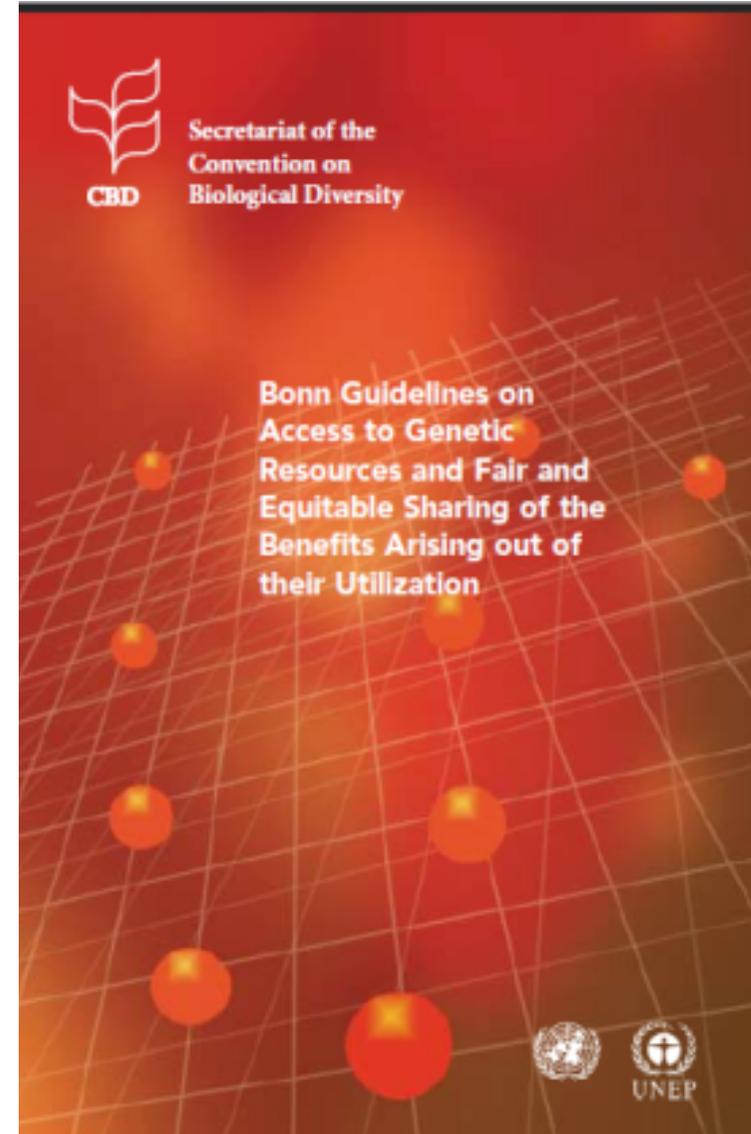


罰則規定を含む遵守の仕組み



ボン・ガイドライン

- ・ 2002年6月の第6回締約国会議にて採択された。
- ・ アクセスをする際の利用者及び提供側の指針を描いたもの。
- ・ 利益配分をする際に、どんな項目があるのか、具体的な事例を紹介している。
- ・ しかし、法的な拘束力を有していないことから問題も解決されず。



International Regimeの交渉の決議

- ・ 「ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的制度について、生物多様性条約の枠組み内で交渉すること」 @WSSD (2002年)



International Regime交渉の歴史

2006年	2010年までに遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際制度の交渉を完了させることが決議された。
2008年5月	生物多様性条約COP9で名古屋に向けたロードマップが作成された。
2009年4月	ABS第7回作業部会がフランス・パリで開催された。
2009年11月	ABS第8回作業部会がカナダ・モントリオールで開催された。
2010年3月	ABS第9回作業部会がコロンビア・カリで開催され、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書原案が完成する。また、ABS第9回作業部会を一時中断することが決議された。
2010年7月	ABS第9回作業部会がカナダ・モントリオールで再開された。
2010年9月	地域間交渉会議(ING)がカナダ・モントリオールで、開催された。
2010年10月	地域間交渉会議(ING)が日本・名古屋で再開された。
2010年10月	生物多様性条約第10回締約国会議で遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議定書を交渉。

ABS議定書に残された課題@COP10

課題1

遺伝資源へのアクセスとは？

課題2

遺伝資源の利用の定義

課題3

チェック機関を含めた遵守措置の方法

課題4

遺伝資源に関連した伝統的知識の共通理解

課題5

議定書の適用範囲

A SEED JAPANの提言によるノルウェー提案の 原産国への利益配分の拡大

- 締約国は、議定書発効前に獲得した遺伝資源の新しく、継続した利用に対して、生息域内に存する遺伝素材を提供する国と公正で衡平な利益配分契約を結ぶための穏当な措置をとることを利用者に推奨するべきである。(関連条項3条)
 - 植物園に収集されている生植物のうち90%以上は1993年の生物多様性条約発効以前に収集された植物であると推測されている(SCBD)。
 - しかし、すでに遺伝資源が多くの製品に利用されていることから、議定書において条約発効以前に遡って遡及適用を認めることは困難である。また、条約違反に違反して移転した遺伝資源を議定書で利益配分を行う対象として位置付けることも難しい。
 - したがって、条約15条3項に含まれない原産国への利益配分を議定書において推奨することが望ましいと考える。なお、自主的に原産国への利益配分を行っている例として¹⁹は、英国のキュー王立植物園等の事例がある。

交渉の結果

名古屋議定書
の採択！



名古屋議定書の成果

成果1

法的拘束力のある議定書が採択されたこと

成果2

地域住民及び先住民族が保有する遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じた利益がその保有者である地域住民及び先住民族に配分することが規定されたこと(4条)

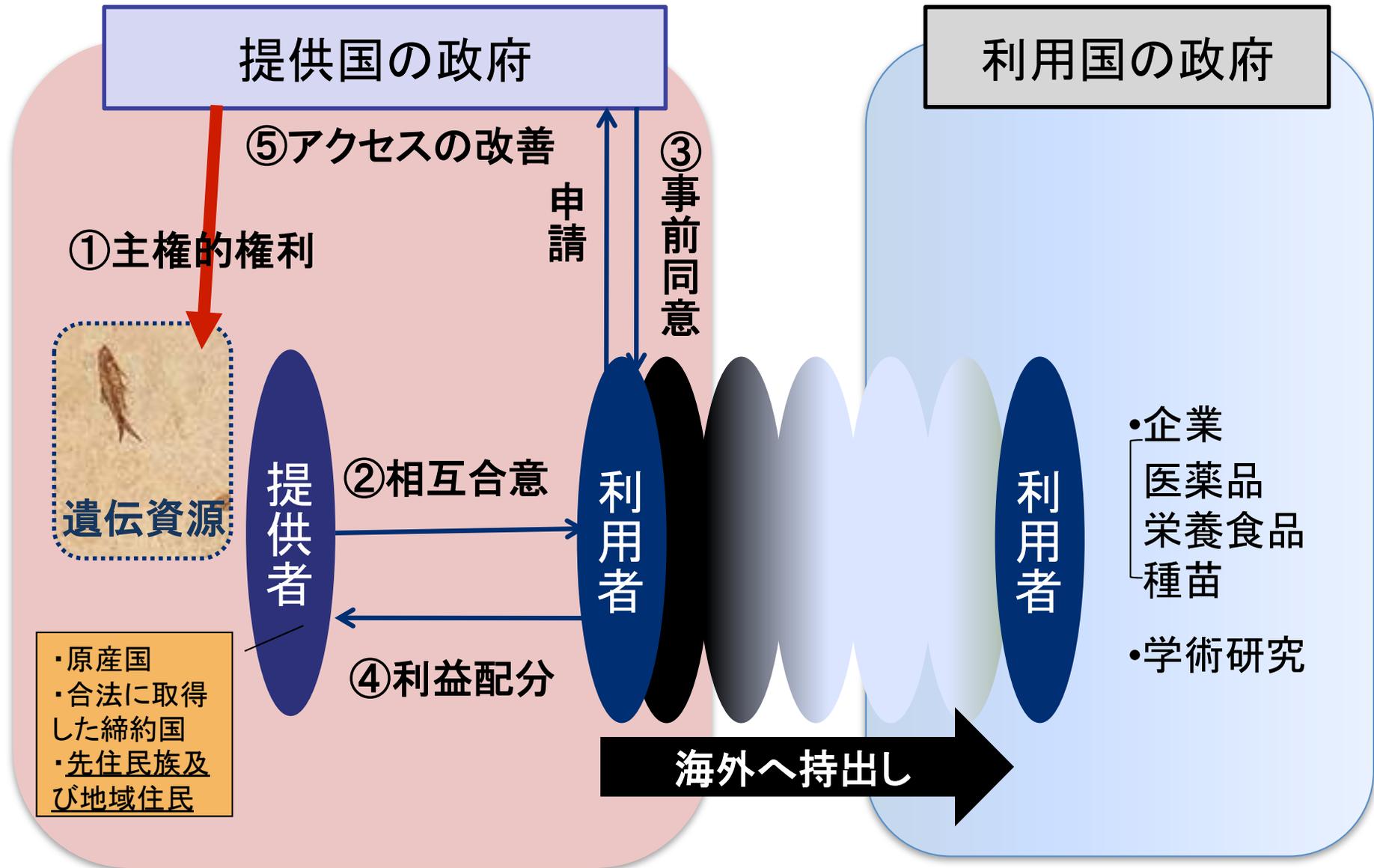
成果3

他の締約国の国内法もしくは規制上の要件(事前の情報に基づく同意の取得、相互に合意する条件の締結)の遵守が規定されたこと(12条、12条bis)

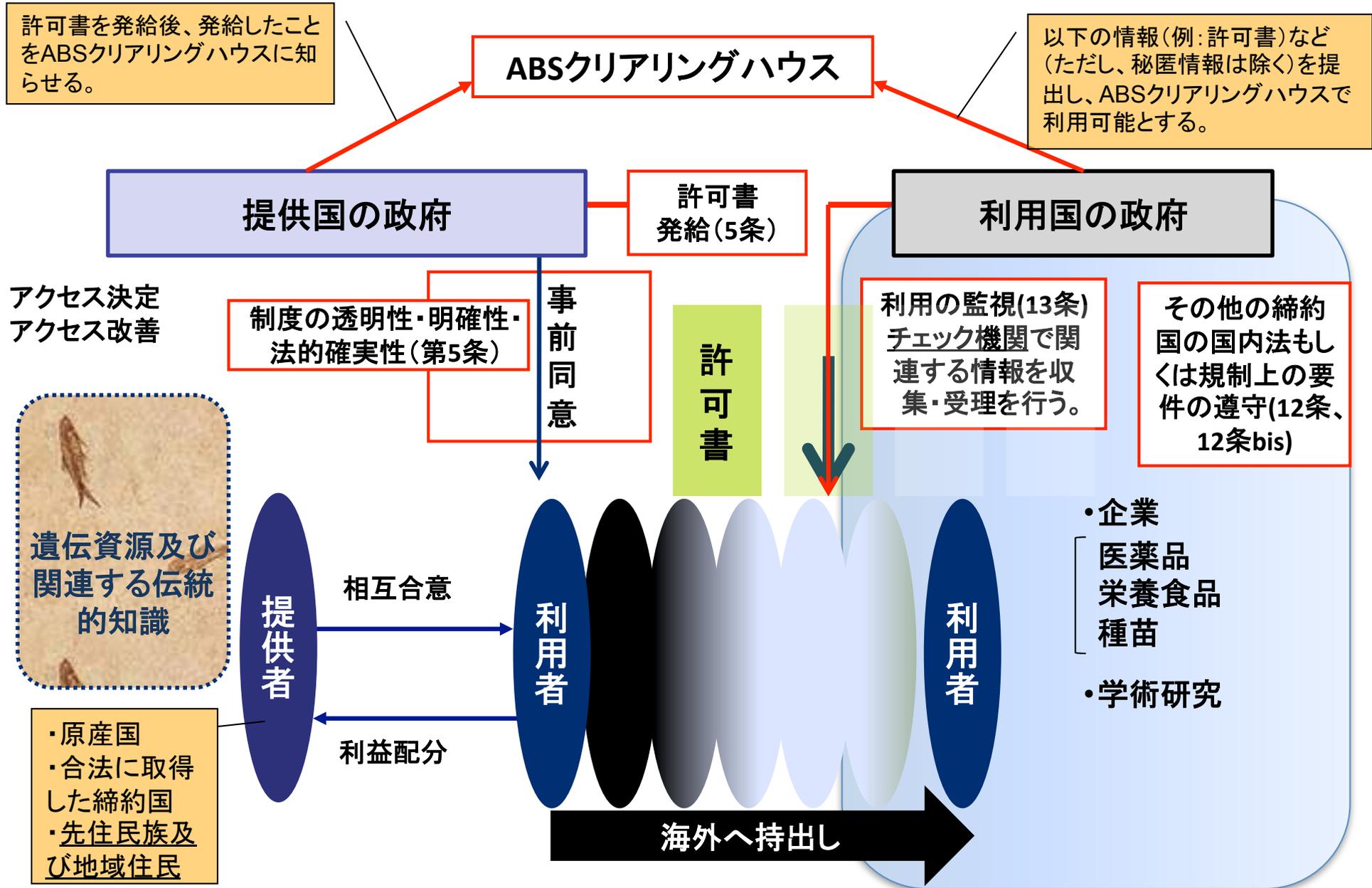
成果4

ABSクリアリングハウスやチェック機関などの遵守確認のための基本的な仕組みが整備されたこと(13条)

生物多様性条約の枠組み



名古屋議定書の枠組み



参考:2010年7月開催の報告会での外務省報告資料を一部改変

名古屋議定書の今後の課題

課題1

先住民族及び地域住民への利益配分が規定されたが、国内法で権利が規定されている場合のみとなった。

課題2

議定書発効以前に原産国から獲得した遺伝資源の利用から生じた利益配分規定が7条bisで再検討することに。

課題3

利益が生物多様性保全、持続可能な利用といった持続可能な発展、貧困撲滅に資するかどうか。

課題4

適宜という言葉により実施されない措置がどれほど出るのか？

課題5

チェック機関をどこに設置するのか？

ここで話を変えて……



生物多様性条約COP10に向けた活動 ～その1: 政策提言活動～



生物多様性条約COP10に向けた活動 ～その2: 記者へのブリーフィング、NGO連携～



国際会議での青年による活動の意義、可能性

- 自分たちの未来を掴み取ることができる可能性がある。ただし、掴み取るためには、様々な点からその問題を見る必要がある。
- ただし、以下のことに注意。
 - 会議場の中に入ることは、交渉の現状などを知っておく必要がある。事前の準備は欠かせません。
 - 自分が何をしたいのか、何を達成したいのか、事前にきちんと考えることが必要。
 - 周りは、ほとんど英語。英語の準備も必須！
 - 会議中といえど、楽しむ！

今後の環境に関する主要な国際会議の日程 (2010年11月25日現在)

2011年3月中旬	Earth Summit 2012(Rio+20/Johannesburg+10)@Brazil/Rio に向けた第2回準備会合がアメリカ・ニューヨークで開催。
2011年6月	ABS 議定書に関する第1回政府間委員会会合が6月6日~10日まで開催(場所は未定)。
2012年4月	ABS 議定書に関する第2回政府間委員会会合が4月23日~27日まで開催(場所は未定)。
2012年5月	Earth Summit 2012(Rio+20/Johannesburg+10)@Brazil/Rio に向けた最後の準備会合が5月9日~11日まで開催。本会議が、14日~16日の日程で開催されます。場所は、Brazil/Rio。
2012年9月	国際自然保護連合(IUCN)の世界保全会議@Korea/Jejuが9月6日~16日に開催される。
2012年10月	生物多様性条約第11回締約国会議@Indiaが開催。MOPからだと、10月1日~10月19日まで。

※各条約や会議の詳細は、以下のURLを参照。随時、アップロードされます。

生物多様性条約:www.cbd.int/meetings/ IUCN:www.iucn.org/about/congress/

Earth Summit 2012:www.earthsummit2012.org/index.php/process

ご静聴ありがとうございました

本報告及び資料に関する質問及び意見は、以下まで問い合わせ下さい。

chelsea_england14@yahoo.co.jp(小林)